

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

令和6年1月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1)委託番号・名称	東サ第26号 秋田市東部市民サービスセンター 消防設備保守点検業務委託
(2)仕 様 書	別紙「秋田市東部市民サービスセンター消防設備保守点検業務委託仕様書」のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市広面字釣瓶町13番地3 秋田市東部市民サービスセンター
(4)履 行 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(5)入札参加要件	<p>1 消防設備士（甲種第1類、第4類および乙種第6類）の資格者が2名以上在籍していること（同一者が複数の資格を有しているときは、各資格の数として認める）。 ただし、甲種第1類および第4類の資格者の1名については、当該類の乙種又は当該類に対応する消防設備点検資格者に代えることができ、乙種第6類の資格者の1名については、消防設備点検資格者第1種に代えることができることとする。</p> <p>2 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。</p> <p>3 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>6 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>7 市税に滞納がないこと。</p>
(6)入札参加申込み	
受 付 期 間	令和6年1月26日（金）から同年2月2日（金）まで （土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市広面字釣瓶町13番地3 秋田市東部市民サービスセンター 総務担当

(7)指名(非指名)通知	令和6年2月14日(水)までにFAXで通知
(8)入札	
日 時	令和6年2月22日(木) 午前11時45分
場 所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター 3階 大会議室
入札保証金	免除
(9)契約日	令和6年2月28日(水)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 業務受注状況確認書（様式3）

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は申請日が属する月において、納付期限が到来している期の分まで直近4期分の証明書。なお、課税されていない場合や固定資産税を有していない場合はその証明書を提出すること（秋田市発行）。

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

カ 誓約書（様式4）

キ 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。なお、様式1から4については、秋田市のホームページから入手してください。

(2) 指名通知又は非指名通知の送付について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には、非指名通知を送付します。

ウ 指名通知又は非指名通知は、FAXで送付します。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に削減又は減額があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参

加してください。なお、長期契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

ウ 入札書の入札金額に履行期間中の総額を記入してください。

エ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

カ 入札執行回数は、2回を限度とします。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

ク 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

(2) 提出された申請書は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

秋田市東部市民サービスセンター総務担当 電話(018)853-1039